

発行日：2007年3月12日

## 人事労務レポート

今回のテーマ

# 中小企業基盤人材確保助成金

< 創業・異業種進出時に支給される助成金 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所  
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-27-1  
三協ビル 3F  
TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381  
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp  
URL：http://www.ys-office.co.jp

「新規に法人を立ち上げる。」

「既存の事業とは異なる業態に進出する。」

新事業を始めるにあたっては、設備費、人件費等、多額の出費を伴いますが、できる限りこの初期コストを低く抑え、スタートを切りたいものです。今回は、新事業を行う際に受給することができる、返還不要の「中小企業基盤人材確保助成金」(以下、助成金)について、ご紹介します。

### 1. 助成金の概要

創業や異業種進出を行い、経営基盤の強化に必要な労働者を新たに雇い入れた場合に支給される助成金です。  
【創業とは】新法人設立、個人事業主として事業開始  
【異業種進出とは】現在の主業務とは異なる業務を開始した場合で、日本標準産業分類の細分類コードが1ケタでも変われば異業種とみなされます。

(異業種進出の例)

- ・今まで企画・製作だけ行ってきたが今後販売も行う。
- ・日本料理屋が新しく中華のお店を出す。

### 2. 受け取るための条件

創業や異業種進出に伴う経費(施設・設備)を300万円以上使う見込みがあることが条件となります。

【対象となるもの】

- ・事務所賃貸料(最大1年分)、礼金
- ・内装工事費
- ・機械、備品代、車両代
- ・フランチャイズ加盟料 など

【対象とならないもの】

- ・人件費
- ・敷金、保証金(=返還されるもの)
- ・事業主名義でない施設、設備等

### 3. 助成金額は？

基盤人材：1人あたり140万円(最大5人まで)

一般労働者：1人あたり30万円(基盤人材と同数まで)

【基盤人材とは】新事業に従事し、高度の専門性がある、または部下を監督する係長相当職以上の立場にある労働者を指します。年収350万円以上支払うことが条件です。  
【一般労働者とは】基盤人材以外の労働者で条件は特にありません。

(例)新事業を行うにあたり、コア社員(基盤人材)3人とサポート社員5人を新たに雇い入れた。

基盤人材：140万円 × 3人 = 420万円

一般労働者：30万円 × 3人 = 90万円

合計510万円が支給されます。

### 4. 申請までの流れ

創業、異業種進出を開始した日から、6ヶ月以内に都庁または県庁に改善計画書を提出。

改善計画書提出後、雇用能力開発機構に実施計画書を提出。

\*実施計画書を提出した後に雇い入れた人が対象です。最初の雇い入れから半年後に雇用能力開発機構にて支給申請。

### 5. 申請における注意点

助成金対象労働者を会社都合で退職させた場合、助成金は支給されず、支給済みの分も返還になります。また、対象者以外の他の労働者についても、一定期間内に会社都合により退職させると、以後の助成金参加資格を失うこととなります。

### 6. Q&A

- Q1 300万円の経費はいつまでに使ったものが対象？  
A1 初回の支給申請日(最初の雇い入れから半年後)までに支払いが完了しているものが対象になります。
- Q2 いつまでに雇い入れた労働者が対象になるか？  
A2 改善計画書提出日の1年後までです。
- Q3 関連会社より転籍させた労働者も対象になるか？  
A3 同じ代表者である場合の2社間での異動は対象になりません。
- Q4 年収350万円は賞与込みの総支給額のことか？  
A4 いいえ。賞与や臨時給与を除いて350万円以上あることが条件です。

今回の中小企業基盤人材確保助成金の内容に関し、ご不明な点がありましたら、山口事務所までお問い合わせください。

### 今月の主な労務・税務の手続き

- ・所得税の確定申告受付(2月16日～3月15日)
- ・労働保険年度更新準備(年度賃金集計)

### コラム

「助成金の財源ってどこから出ているのでしょうか？」  
今回ご紹介した基盤人材確保助成金をはじめ、雇用に関する助成金のほとんどが企業が支払う雇用保険料を財源としています。社会保険料(健保、厚年)は完全に労使折半ですが、雇用保険料率は給与総額に対して労働者0.8%、企業1.15%となっています(平成19年3月現在)。この企業が多く支払っている0.35%分が助成金の財源となっています。助成金申請は支払った保険料を返してもらうと同じです。